検診車等による集団健診を活用した、被保険者への生活習慣 病予防健診、及び被扶養者に対する特定健康診査 実施要領

目次

- 1 業務概要
- 2 実施地域
- 3 受託機関
- 4 契約金額
- 5 実施期間
- 6 実施場所
- 7 実施方法
- 8 実施規模
- 9 その他

令和3年8月



1 業務概要

本業務は、他保険者等が主催する検診車等による集団健診会場において、全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)の加入者で、今年度の生活習慣病予防健診の受診対象である被保険者、及び、今年度の特定健康診査の受診対象である被扶養者(以下「勧奨対象者」という。)に対し、それぞれ対象となる健診を実施する。

2 実施地域

特に県西部の市(江津市、浜田市、益田市)及び郡部(仁多郡、飯石郡、邑智郡、鹿足郡、隠岐郡)に重点を置くが、協会けんぽ島根支部と協議のうえ島根県内他地域での実施も可能とする。

3 受託機関

- (1)被保険者を対象とする生活習慣病予防健診を実施する場合は、協会けん ぽ島根支部と生活習慣病予防健診委託契約を締結済みであること。
- (2)被扶養者を対象とする特定健康診査を実施する場合は、協会けんぽ島根支部と特定健康診査の集合契約もしくは個別契約を締結済みであること。 ただし、契約金額変更等の理由により、個別契約の締結が必要な場合はその限りではない。
- (2) 他保険者主催の検診車等による集団健診会場において、1日あたり最低5名以上の受け入れが可能であること。

4 契約金額

- 一人当たりに対する委託料単価は、次のとおりとする。
- (1)被保険者に対する生活習慣病予防健診については、個別契約の金額とする。
- (2)被扶養者に対する特定健康診査については、7,150円(上限)とし、上限より低い金額で集合契約もしくは個別契約を締結している場合はその金額とする。

5 実施期間

通年で応募を受け付け、会場ごとで実施する。

6 実施場所

受託機関が用意した、他保険者等が主催する検診車等による集団健診会場において実施する。

7 実施方法

本事業は、次の方法により実施する。

- (1) 受託を希望する場合は、実施計画(健診日程、会場、受入可能人数等を示すもの。)を協会けんぽ島根支部へ提出する。健診日程については、計画を提出する時点において当該年度末まで、または向こう6か月のいずれか長い期間を限度とする。
- (2)協会けんぽ島根支部は、提出された実施計画を確認のうえ、勧奨対象者の抽出を行い、受託機関と申込方法や期日等の調整を行う。
- (3)協会けんぽ島根支部は、生活習慣病予防健診にあっては勧奨対象者のいる事業主あてに、特定健康診査にあっては勧奨対象者本人あて(住所は被保険者の住所)に健診の案内状を送付する。
- (4) 受託機関は、受診希望者より申し込みを受け付け、健診申込者に対して 健診の案内(問診票、健診キット等)を送付する。
- (5) 受診後、受託機関は、健診受診日から2週間以内を目途に、健診結果を 受診者へ発送する。
- (6) 受託機関は、実施件数を管理し、実施後すみやかに協会けんぽ島根支部 に報告する。
- (7) その他詳細事項については、島根支部担当者と別途協議し決定する。

8 実施規模

受診対象者の上限は会場ごとの受入可能人数を上限とする。

9 その他

健診等実施に要する諸経費は、すべて受託機関の負担とし、健診等実施(整理等含む)にかかるスタッフ等についても、すべて受託機関が用意し実施すること。

申込者僅少の場合でも協会けんぽ島根支部からの再勧奨等は行わない。また、会場によっては、勧奨対象者がいない場合もある。

なお、当該業務に疑義が生じた場合は、協会けんぽ島根支部と受託先責任者 との間において協議のうえ決定することとする。